

社会福祉法人 富樫福祉会
富樫苑 空調・給湯設備等改修工事
プロポーザル実施公告

プロポーザルを執行するので、次のとおり公告する。

石川県野々市市中林4丁目62番地
社会福祉法人 富樫福祉会
理 事 長 中 村 彰

平成30年8月9日

1. プロポーザルに付する事項

- (1) 工事名称 社会福祉法人 富樫福祉会
富樫苑 空調・給湯設備等改修工事
- (2) 施工場所 石川県野々市市中林4丁目62番地
- (3) 工事概要 別紙仕様書及び詳細条件書のとおり
- (4) 工事工期 2018年10月から2019年6月末まで
- (5) 目 的 本プロポーザルは契約に向けた協議を進める業者を選定することを目的とする。
- (6) 方 法 プロポーザル方式による一般競争業者選定
- (7) 条 件 本事業においては、国土交通省等による補助金申請・採択が契約の条件とするため、その申請の事務手続きについては、選定業者が実施すること。
契約については、補助金の交付決定がなされた後とする。
工事内容については、当該する募集要領等の基準を満たすこと。
- (8) 支払い条件 リース契約又は、割賦契約とする。
- (9) 選考基準 本プロポーザルは仕様書及び詳細条件書に基づき、以下の点に考慮されたものであるかを審議し、優れた計画を選定するものとする。
 - ① 適切な工程となっているか。また同種の実績はあるか。
 - ② エネルギー効率が高く、省エネルギー効果が見込める提案となっているか。
 - ③ メンテナンス費用・ランニングコストに配慮された設備となっているか。
 - ④ 総工事費及びリース料等は、適正な提案となっているか。
 - ⑤ 導入に際し、同施設の運営に出来る限り影響がなく、安全に配慮された計画になっているか。

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 石川県内に本社又は支店・営業所を有している者であること。

3. プロポーザル手続等

(1) プロポーザル手続担当者

住 所：〒921-8834 石川県野々市市中林4丁目62番地
電話番号：076-248-8765 FAX 番号：076-248-8766
担 当：社会福祉法人 富樫福祉会
富樫苑 総務課長 田 中 勇 人

(2) プロポーザル参加申請書類の交付等

プロポーザル参加申請書類の交付の期間及び場所は、5の表に示すとおりとする。

(3) 仕様書等の閲覧及び配布

当該工事にかかる仕様書等は、5の表に示すとおりとする。

(4) 建築図面の閲覧

施工施設の建築図面については、5の表に示すとおりとする。

(5) プロポーザルの日時及び場所

入札の日時及び場所は、5の表に示すとおりとする。

4. プロポーザル参加申請書類の提出等

当該施設の提案に当たっては、「提案書」で次のことを説明すること。

- (1) **工事等工程表、協力企業届**：任意様式 協力企業届については、構成役割分担がわかるもの。
- (2) **経済コスト比較資料**：提案業者の様式において、現行設備からの経済コスト比較（リース料等・メンテナンス費用・電気料等）を作成し、資料N01として提出すること。
なお、リース料等については、物件代金（総工費）及び予定補助金額を明記し、一時金3,000万円として10年契約の毎月払い額を提示すること。
- (3) **見積額**：下記6を参照されたい。
- (4) **同種・類似業務実績**：本事業と同等規模の社会福祉施設への導入実績等がある場合、又は同程度規模の設備入れ替えの実績がある場合、代表的な業務1件につき、その図面・経済効果の見通しや導入後の効果について分かる資料を作成し、資料N02として提出すること。
- (5) **実績表**：国土交通省既存建築物省エネ化推進事業等の補助採択実績があれば年度別実績表
- (6) **会社概要**：会社概要（資本金、売上高、社員数、本・支店、営業所拠点など）が分かるもの（会社案内等のパンフレットでも可）
- (7) **委任状**：委任状において参加する場合は、様式2を提出すること。
- (8) **提出書類**：提出部数は4部とし、提出書類は全てA4版左とじとする。なお、添付書類についてはA3版であっても、A4版のサイズに折り込まれている場合は可とする。
- (9) **返却**：「提案書」は、返却しない。

5. プロポーザル日程

下記の期間は、日曜日、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く、午前9時から午後5時まで（午前12時から午後1時までを除く）とする。

手続等	期間・期日・期限	場所
公告	期日 平成30年8月9日(木)	社会福祉法人富樫福社会及び法人HP
募集要項交付 建設図面閲覧	期間 平成30年8月10日(金)から 平成30年8月29日(水)まで	募集要項はHPにて掲載(ダウンロード可) 建設図面閲覧は社会福祉法人富樫福社会総務課にて受付
質問書の受付及び回答 メールPDFにて受付・回答	受付 平成30年8月29日(水)まで 回答 平成30年8月31日(金)までに 回答する	方法 質問票(様式3)によるFAX・またはメール送信 FAX 076-248-8766 メール info@togashien.jp
プロポーザル参加申請書 及び提案書の提出	期日 平成30年9月3日(月)まで 郵送は同日必着	石川県野々市市中林4丁目62番地 社会福祉法人 富樫福社会 プロポーザル参加申請書(様式1) 他4に規定する書類
プロポーザル	平成30年9月5日(水) 午後2時から	石川県野々市市中林4丁目62番地 社会福祉法人 富樫福社会 会議室

6. 工事費内訳書の提示について

- (1) 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については中項目までの工事費内訳書を記載すること。(A4版 横書き)

7. プロポーザルの方法等

- (1) プロポーザルは9月5日14時から実施し、参加申込書を提出した企業順に行う。
企業説明(会社概要、協力企業等の役割分担、実績等) 5分
事業概要説明 25分、 選考委員から質疑15分を目安として50分以内にて行うこと。説明者は、1事業者3名以内とする。パソコン等を使用する場合は、事前に申し出ること。
- (2) 選定企業の決定にあたっては、選考委員により 1(8)の基準において各社の提案を評価し、1社を選定するものとする。
- (3) プロポーザルへの辞退する場合には、前日までに「辞退届」(任意様式)を 富樫福社会 総務課まで提出すること。
- (4) 結果については、9月10日(月)までに通知する。

8. 入札者等の失格等

入札者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、失格となり、プロポーザル又は再度プロポーザルに参加できないこととする。

- (1) 入札期日において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するとき。
- (2) 入札期日において指名停止を受けている期間中であるとき。
- (3) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (4) 正当な理由がなく指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
- (5) 入札公告に示した入札参加条件に違反したとき。
- (6) 公正な価格を害し、もしくは不正の利益を図る目的をもって連合する等、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。

9. プロポーザルの無効等

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、企業選定後にプロポーザルが無効となることが明らかになった場合は、入札担当者の指示に従うものとする。

- (1) 8. に掲げる事項のいずれかに該当し失格となった者が入札を行ったとき。
- (2) プロポーザル提案者が二以上の提案を行ったとき。
- (3) プロポーザル提案者の記載内容に重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでない認められるとき。

10. 入札保証金

免除する。

11. その他

- (1) 選定企業の決定後、このプロポーザルに付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2. に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- (2) 請負契約（リース契約等）については、補助金の交付決定がなされた後に締結を行うものとする。尚、補助金申請が不承認等となった場合、次年度の補助金申請・採択について可とする。その場合の工事工期については2020年6月末までとする。
- (3) 選定された企業は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が8(6)に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を支払わなければならない。